

# 体調不良のある職員・研修/実習生などの 行動フロー

発熱（37.5℃以上）

or

通常とは異なる症状

咳・痰・鼻汁

咽頭痛・頭痛

倦怠感・呼吸苦

目の痛み・結膜充血

嘔気/嘔吐・下痢

発疹 など

\* 「通常とは異なる症状」  
は各自が判断すること

職責者へ報告

- ① 学校へ報告
- ② 研修/実習受け入れ職場の職責者へ報告

病院受診する

- ・ 「発熱外来or一般」は各病院の指示に従う。
- ・ 受診する前に各病院へ連絡して指示に従う。  
(職員であることを伝える)
- ・ 必要な検査は診察した医師の指示のもとに行い、必ずしも各種スクリーニング検査、特に否定のための検査は実施しない。

職場復帰

- ・ 罹患時の就業（出席）制限は、疾患別期間に従う。
- ・ 就業規則のないものは、症状の改善を目安とする。
- ・ 各種スクリーニング検査の結果を職場復帰（勤務や実習など）の目安としない。
- ・ 罹患者は就業制限中、特に制限終了時近くは職責者などに経過を報告する。

\* インフルエンザや新型コロナに罹患している場合は、検査のタイミングにより陰性と判断される場合もあることを考慮しておく。

# 就業制限一覧

山梨勤労者医療協会 感染管理代表者会議  
2025年12月作成

疾患名	就業制限期間
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として、発症後5日経過かつ、解熱(37.5℃未満)かつ症状軽快から24時間経過するまで
季節性インフルエンザ	発症日を0日として、発症後5日経過かつ解熱後2日経過するまで
ノロウイルス感染症	症状消失後原則48時間を経過するまで (調理従事者は除く)
麻疹	発疹出現後7日経過、かつ解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹出現を0日として、5日経過かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
流行性角結膜炎(EKC)	感染性がないと医師に判断されるまで(結膜炎症状の消失)
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日経過するまで
溶連菌感染症	原則適切な抗生剤投与が1日間され、かつ全身状態が改善するまで